基準省令第14条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【16．確認の特例】～【18．備考】　（略）

（略）

（第五面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第10条第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロ(1)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□基準省令第10条第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（略）

（別紙）　基準省令第10条第２号イ(2)の基準、基準省令第10条第２号ロ(2)の基準又は令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

１．住戸に係る事項

⑴　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

１）屋根又は天井

【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　　Ｗ／（㎡・Ｋ））　□熱抵抗値（　　（㎡・Ｋ）／Ｗ）

誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）

【16．確認の特例】～【18．備考】　（略）

（略）

（第五面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イの基準
外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロの基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（略）

（新設）